

問合せ
行政改革推進課（担当者：塚田 良）
（内線）3-1270（直通）0565-34-6652

Press Release

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う相談体制の強化について（コールセンター機能の拡充等）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民のみなさまの生活や事業に関する不安や困りごとに寄り添い解決に役立てるよう、新たに「生活支援相談センター」と「事業者支援相談センター」を設置します。いずれの相談センターも大変混雑することが予想されるため、まずは市ホームページに掲載中の「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」を活用いただくようお願いしていきます。

1 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（令和2年4月15日（水） 開設済み）

新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aを市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kenkou/eisei/1037575/index.html>

2 生活や事業の支援に関する相談体制の拡充

いずれの相談センターもコールセンター機能と対面窓口を用意しますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、できる限り、電話やファクスで相談していただくよう協力をお願いしていきます。

（1）生活支援相談センター（令和2年4月23日（木） 新設）

○主な相談内容

- ・一律10万円の給付金に関すること。
- ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関すること。
- ・住居確保給付金に関すること。

○相談受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む。）

○電話番号 0565-34-6060

※（1）（2）の聴覚障がい者の専用相談窓口 ファクス番号 0565-34-6059

○相談場所 市役所東庁舎7階大会議室1（対面相談は平日のみ）

（2）事業者支援相談センター（令和2年4月23日（木） 新設）

○主な相談内容

- ・雇用調整助成金に関すること。
- ・中小・小規模事業者に対する給付金に関すること。
- ・信用保証料の認定及び補助に関すること。
- ・小規模事業者経営改善資金の実質無利子化に関すること。

○相談受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む。）

○電話番号 0565-34-6058

○相談場所 市役所東庁舎7階大会議室2（対面相談は平日のみ）

※新型コロナウイルスの感染リスクを可能な限り軽減しつつ、相談センターの運営にも対応するため、担当する職員の勤務日を土・日・祝日にも割り振ります。

3 既設のコールセンター等

(1) 帰国者・接触者相談センター（令和2年2月12日（水）開設済み）

新型コロナウイルスの感染が疑われる方が、診療体制の整った医療機関で確実に受診できるよう電話による相談を受け付けています。

○相談受付時間 平日の午前9時から午後5時まで 電話番号 0565-34-6586

※平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日に緊急で相談が必要な場合は、市役所の代表番号 0565-31-1212

※（1）（2）の聴覚障がい者の専用相談窓口

ファクス番号 0565-34-6929 Eメール hokansen@city.toyota.aichi.jp

(2) 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口（令和2年1月27日（月）開設済み）

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談を電話で受け付けています。

○相談受付時間 平日の午前9時から午後5時まで 電話番号 0565-34-6052

(3) とよた急病・子育てコール24（育救（いっきゅう）さんコール）

救急医療や子育てに関する相談に24時間、365日応えられるようコールセンターを設置しています。（電話番号 0120-799-192）

(4) とよた子どもの権利相談室（子どもスマイルダイヤル）

子どもの権利を保障し、子どもが幸せに暮らすことができるよう「とよた子どもの権利相談室」を設置し、相談に応じています。（電話番号 0120-797-931）

○相談受付時間

①水・木・土・日曜日の午後1時から午後6時まで

②金曜日の午後1時から午後8時まで

(5) 家庭児童相談室

子育てに関する悩み（児童虐待に関することを含む。）の相談に応えられるよう相談室を設置しています。（電話番号 0565-35-1152）

○相談受付時間 平日の午前9時から午後5時15分まで

以上（添付資料：有 写真データ：無）